

離婚届

令和 7 年 5 月 26 日 届出

品川区長 殿

受 理 令 和 年 月 日	発 送 令 和 年 月 日					
第 号	品 川 区 長					
送 付 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	入 力	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知

(1)	(フリガナ) 氏 名 品 川 太 郎 生 年 月 日 住 所 東京都品川区広町 2丁目 1番 36号 方書 本 籍 東京都品川区広町 2丁目 1番 筆頭者の氏名 品 川 太 郎 父母及び養父母の氏名 父母としての続き柄 夫の父 品川 進一郎 母 品川 とし子 養父 養母 離婚の種別 協議離婚 調停 審判 婚姻前の氏に もどる者の本籍 東京都千代田区 霞が関 1丁目 1番 未成年の子の氏 夫が親権を行う子 同居の期間 昭和 令和 20年 4月 から 平成 西暦 (同居を始めたとき) 別居する前の住 所 夫の住所に同じ 妻の住所に同じ 別居する前の世帯のおもな仕事と 1 2 3 4 5 6 ※別表に沿って該当番号の□に✓を付けてください (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫婦の職業 夫の職業 妻の職業 その他 届 出 人 署 名 ※押印は任意です 夫 品 川 太 郎 妻 品 川 花 子	妻 氏 名 品 川 花 子 生 年 月 日 住 所 東京都品川区平塚 1丁目 13番 18号 方書 本 籍 東京都品川区西大井 4丁目 1番 筆頭者の氏名 大 井 三 雄 母 荻原 澄子 養父 荻原 次郎 養母 和解 請求の認諾 判決 年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 面会交流について取決めをしている。 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について取決めをしている。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。 まだ決めていない。 このチェック欄についての法務省の解説動画 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。 日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp
-----	---	--

住所を定めた年月日	年 月 日
夫	年 月 日
妻	年 月 日

令和 年 月 日	午前 時 分受領
夫	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

通 知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 () □無 □来庁せず □有 □無

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
必要なもの 調停離婚のときー調停調書の謄本
審判離婚のときー審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のときー和解調書の謄本
認諾離婚のときー認諾調書の謄本
判決離婚のときー判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	署 名 ※押印は任意です 大 崎 三 郎 生 年 月 日 住 所 東京都品川区西五反田 3丁目 6番 3号 方書 大崎第一マンション503 本 籍 東京都品川区大崎 2丁目 9番	署 名 大 井 桃 子 生 年 月 日 住 所 東京都品川区南大井 1丁目 12番 6号 方書 東京都品川区西大井 4丁目 1番
---------------------	--	--

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、(4)婚姻前の氏にもどる者の本籍欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に離婚の際に称していた氏を称する届を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。	未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 面会交流について取決めをしている。 面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について取決めをしている。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。 まだ決めていない。 このチェック欄についての法務省の解説動画
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。 日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp	

- 別表（婚姻する前の世帯のおもな仕事欄）
- 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
 - 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 - 企業・個人商店街（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
 - 仕事をしている者のいない世帯